



# 山形県公報

平成17年8月19日(金)  
第1669号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

|                                |         |        |
|--------------------------------|---------|--------|
| 山形県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則.....  | (環境保護課) | ...915 |
| 山形県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則..... | (同)     | ...916 |

### 告 示

|                                  |                  |        |
|----------------------------------|------------------|--------|
| 土地改良区の役員の退任の届出.....              | (庄内総合支庁農村計画課)    | ... 同  |
| 県営土地改良事業計画の決定.....               | (同)              | ... 同  |
| 道路の位置の指定.....                    | (村山総合支庁北村山総務建築課) | ...917 |
| 道路の区域の変更.....                    | (最上総合支庁建設総務課)    | ... 同  |
| 同.....                           | (同)              | ... 同  |
| 同.....                           | (同)              | ... 同  |
| 県道の供用の開始.....                    | (同)              | ...918 |
| 同.....                           | (同)              | ... 同  |
| 同.....                           | (同)              | ... 同  |
| 開発行為に関する工事の完了.....               | (村山総合支庁建築課)      | ... 同  |
| 道路の位置の指定.....                    | (最上総合支庁建築課)      | ...919 |
| 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程..... | (出納局)            | ... 同  |

### 正 誤

## 規 則

山形県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年8月19日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第66号

山形県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

山形県立自然公園条例施行規則(昭和34年2月県規則第11号)の一部を次のように改正する。

第7条第7号及び第12条第3項第3号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第14条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2項第2号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第21条第10号中「第72条第1項」を「第115条第1項」に改め、同条第29号中「第4条第6項に掲げる」を「第5条第6項に掲げる」に改め、同条第31号の11中「第69条第1項」を「第109条第1項」に改める。

第23条第10号中「第57条第1項」を「第92条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 8月19日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第67号

山形県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

山形県自然環境保全条例施行規則(昭和48年 6月県規則第44号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号イ(ハ)中「第57条第1項」を「第92条第1項」に、「第69条第1項」を「第109条第1項」に、「第70条第1項」を「第110条第1項」に改め、同条第3号ハ中「第57条第1項」を「第92条第1項」に、「第69条第1項」を「第109条第1項」に、「第70条第1項」を「第110条第1項」に改める。

第6条第1号ト中「又は緑地」を「、緑地又は墓園」に改め、同号又中「第72条第1項」を「第115条第1項」に改める。

第7条第1号中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号)第12条第1項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第9条第1項」に改める。

第11条第1項第2号中「第69条第1項」を「第109条第1項」に、「第70条第1項」を「第110条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

山形県告示第725号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、日向川土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成17年 8月19日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所            |
|----------|---------|----------------|
| 監 事      | 大 場 久 夫 | 酒田市大字宮内字六ツ新田41 |

山形県告示第726号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営荒鍋地区土地改良(地域水田農業支援緊急整備)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成17年 8月19日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営荒鍋地区土地改良(地域水田農業支援緊急整備)事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
庄内町役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成17年 8月24日から同年 9月22日まで
- 4 そ の 他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第727号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
 なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

平成17年 8月19日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 指定の番号 私有（村）第259号
- 2 指定の場所 東根市大字東根元東根字鷺の森4023 - 3、4024 - 4
- 3 道路の現況 幅員4.00メートル、延長34.66メートル
- 4 指定年月日 平成17年 8月11日

山形県告示第728号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成17年 8月19日から同年 9月 1日まで縦覧に供する。

平成17年 8月19日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 尾花沢最上線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                        | 旧新の別 | 敷地の幅員                           | 延 長                   |
|--------------------------------------------|------|---------------------------------|-----------------------|
| 最上郡最上町大字富沢字二ツ檀947番 1 から<br>同 字末沢1057番 6 まで | 旧    | 6.0 <sup>メートル</sup><br>?<br>6.0 | <sup>メートル</sup><br>21 |
| 同 上                                        | 新    | 6.0 <sup>メートル</sup><br>?<br>6.0 | 同 上                   |

山形県告示第729号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成17年 8月19日から同年 9月 1日まで縦覧に供する。

平成17年 8月19日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 真室川鮭川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                   | 旧新の別 | 敷地の幅員                             | 延 長                    |
|---------------------------------------|------|-----------------------------------|------------------------|
| 最上郡真室川町大字新町字新町391番11から<br>同 395番 6 まで | 旧    | 10.8 <sup>メートル</sup><br>?<br>12.0 | <sup>メートル</sup><br>118 |
| 同 上                                   | 新    | 10.8 <sup>メートル</sup><br>?<br>20.6 | 同 上                    |

山形県告示第730号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成17年 8月19日から同年 9月 1日まで縦覧に供する。

平成17年 8月19日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 曲川新庄線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                        | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長         |
|------------------------------------------|---|------|------------------|-------------|
| 最上郡鮭川村大字京塚字牛潜山3783番 1 から<br>同 3715番 1 まで |   | 旧    | 16.0メートル<br>30.6 | メートル<br>193 |
| 同                                        | 上 | 新    | 18.0メートル<br>43.8 | 同 上         |

## 山形県告示第731号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成17年8月19日から同年9月1日まで縦覧に供する。

平成17年 8月19日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 尾花沢最上線
- 2 供用開始の区間 最上郡最上町大字富沢字二ツ檀947番 1 から  
同 字末沢1057番 6 まで
- 3 供用開始の期日 平成17年 8月19日

## 山形県告示第732号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成17年8月19日から同年9月1日まで縦覧に供する。

平成17年 8月19日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 真室川鮭川線
- 2 供用開始の区間 最上郡真室川町大字新町字新町391番11から  
同 395番 6 まで
- 3 供用開始の期日 平成17年 8月19日

## 山形県告示第733号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成17年8月19日から同年9月1日まで縦覧に供する。

平成17年 8月19日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 曲川新庄線
- 2 供用開始の区間 最上郡鮭川村大字京塚字下牛潜山3783番 1 から  
同 3715番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成17年 8月19日

## 山形県告示第734号

次の開発行為は、完了した。

平成17年 8月19日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号  
平成17年 3月23日 指令村総建第5027号

- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
尾花沢市大字朧気字浦山655番 1、664番 2、668番 1、668番 2、668番 3、668番 4、668番12、669番 1、699番 2
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
天童市久野本四丁目16番10号  
株式会社 須藤不動産

山形県告示第735号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建築課及び新庄市役所において縦覧に供する。

平成17年 8月19日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 指定の番号 私有 最総建第194号
- 2 指定の場所 新庄市十日町字稲子沢3097 - 6、6368 - 25、6368 - 36
- 3 道路の現況 幅員7.0メートル、延長 89.2メートル  
幅員6.0メートル、延長130.1メートル
- 4 指定年月日 平成17年 8月 9日

山形県告示第736号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年 8月19日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程  
山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年 8月告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第 6 中

|               |                   |              |                    |
|---------------|-------------------|--------------|--------------------|
| 真室川町農業協同組合 本所 | 真室川町大字 新町141番地の 1 | 真室川町農業協同組合本所 | 株式会社 真室川町 山形銀行 支 店 |
| 安楽城支所         | 真室川町大字 大沢908番地    | 真室川町農業協同組合本所 | 株式会社 真室川町 山形銀行 支 店 |

を

に改める。

|               |                   |              |                    |
|---------------|-------------------|--------------|--------------------|
| 真室川町農業協同組合 本所 | 真室川町大字 新町141番地の 1 | 真室川町農業協同組合本所 | 株式会社 真室川町 山形銀行 支 店 |
|---------------|-------------------|--------------|--------------------|

附 則

この規程は、平成17年 8月29日から施行する。

正 誤

| 発行年月日      | 県 公 報 番 号   | ペー ジ | 行     | 誤                 | 正                 |
|------------|-------------|------|-------|-------------------|-------------------|
| 平成17. 6. 3 | 第1647号      | 621  | 10    | 「、都市整備局長」         | 「、都市整備室長」         |
| 同          | 7. 8 第1657号 | 793  | 下から 3 | 第21項を第22項         | 第22項を第23項         |
| 同          | 7.12 第1658号 | 797  | 下から 9 | （昭和42年 7月県規則第36条） | （昭和42年 7月県規則第36号） |

平成17年 8月19日印刷  
平成17年 8月19日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県  
購読料 月4,000円( 郵送料共 )

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目 1-21  
印刷所 坂 部 印 刷 株 式 会 社  
印刷者 坂 部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056